

令和8年5月1日

令和8年度都立青梅総合高等学校運動施設開放に伴う団体登録募集要領

本校運動施設の利用を希望する団体は、以下により申し込みを行ってください。

1 開放施設及び日時

- (1) 開放施設 グラウンド（サッカー、野球等）、テニスコート（硬式・軟式テニス）
- (2) 開放日 令和8年11月28日（土）、令和8年11月29日（日）
令和8年12月 5日（土）、令和8年12月 6日（日）
- (3) 開放時間 午前（9：00～11：00）、午後（13：00～15：00）

2 利用することができる者

上記の開放施設は、以下の要件を満たす団体が利用できます。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (2) 指導統轄を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を団体としない団体
- (5) 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体

3 申込手続き

利用を希望する団体は、以下のとおり必要書類を提出してください。

- (1) 提出書類
ア「都立学校施設使用団体登録申請書【施開様式2】」
イ「登録団体構成表【施開様式3】」
- (2) 提出期間
令和8年5月1日（金）～令和8年5月31日（日）
- (3) 提出方法
郵送又は持参

4 利用条件

- (1) 利用団体が本校施設を利用するに際して発生したトラブルに関して、本校は一切関知しないため、トラブル発生時は利用団体の責任において解消してください。
- (2) 施設利用者が本校施設又は設備に損害を与えた場合は賠償等していただきます。
- (3) 施設使用後は、原状復帰を行ってください。
- (4) 自動車・バイクでの来校は禁止します。
- (5) 敷地内での喫煙は禁止します。

(問い合わせ先)

〒198-0041

東京都青梅市勝沼1-60-1

東京都立青梅総合高等学校

経営企画室 電話 0428-22-7604